

論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称	博 士 （ 学 術 ）	氏名	合 田 優 子
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 可能世界意味論と言語行為理論から捉えた根源的モダリティ <b>must</b> の研究			
論文審査担当者			
主 査	教 授	吉 田	光 演
審査委員	教 授	井 口	容 子
審査委員	教 授	井 上	永 幸
審査委員	准教授	町 田	章
審査委員	准教授	宮 園	健 吾
〔論文審査の要旨〕			
<p>法助動詞 <b>must</b> は義務や勧誘、事態成立の必然性を表すなど多義的である。本論文は、<b>must</b> の義務的用法と勧誘的用法を、意味論と語用論を用いて考察することを目的とする。</p> <p>本論文は7章からなり、1章で研究目的・方法を述べ、2章で行為に対して主語が指す人が持つ義務・能力等に関わる根源的モダリティと、事態の蓋然性に対する話し手の判断を示す認識的モダリティについて述べ、モダリティを分析する際の多義性分析と単義性分析の相違を考察した。3章では可能世界意味論について先行研究に基づいて考察した。特に、Kratzer (1981,1991,2012)のモダリティ論が、必然性と可能性の様相力の他に、様相基盤と順序源（接近可能な世界の順序づけ）の2つの道具立てからなる会話背景を設定して、この2つの基準から多様なモダリティの意味を文脈に応じて、命題が真となる可能世界の集合を制限して量化して分析する点で優れていることを示した。他方、「話し手が知っていること」や「法律や道徳が要請するもの」など、接近可能な世界を表す様相基盤は数多く想定でき、文脈が非明示的な場合、様相基盤を特定することが困難になるという問題を指摘し、Kratzer の枠組みを変えずに、可能世界意味論による記述に基づき、Searle (1969, 1979)の言語行為理論を応用して語用論的分析を加える方向性を提案した。4章では <b>must</b> と命令文を比較し、Han (1999)の分析の問題を挙げた。5章では <b>must</b>, <b>have to</b>, <b>should</b> の用法を比較し、また、「ぜひ～してください」という <b>must</b> の勧誘的用法を考察するため、Papafragou (1998) の Kratzer 批判を検討し、Papafragou の関連性理論に基づく推論は曖昧であることを指摘した。6章では Kratzer の枠組みを基に、言語行為における発語内行為の成功条件を <b>must</b> の真理条件に組み込んで意味形式を修正し、間接言語行為論を応用して聞き手の推論ステップの過程を分析して勧誘的用法を導き出した。7章は結論である。</p> <p>本論文は、Kratzer の可能世界意味論によるモダリティ分析に基づいて、意味論レベルで <b>must</b> の義務的モダリティの意味形式を定式化し、<b>must</b> と命令文、<b>must</b> と <b>have to</b> の比較を行った。<b>must</b> の勧誘的用法では、必然性は義務的用法と同様に強いまであり、「弱い必然性」と解釈する理由はない。また、Kratzer の様相基盤を増やす方法では勧誘的用法は説明できないと指</p>			

摘し、間接言語行為理論を応用して勧誘的用法が義務的用法から派生する分析を提案した。Kratzer の理論による *must* の意味記述を保ちつつ、言語行為理論を援用して語用論レベルでの聞き手の推論を組み込んだ点が本論文のオリジナリティであり、理論言語学上の研究として高く評価できる。厳密な形式意味論に基づく Kratzer の可能世界の集合に関する意味解釈は難解であるが、それらを丁寧に説明した点も評価できる。英語の *must* が日本語の「～なければならない」と同じだと理解すると、*You must have some of this cake.* がなぜ「ぜひこのケーキを食べてください」と、聞き手に勧める勧誘の意味になるのか説明が困難である。本論文では、日本語の「～なければならない」の考察はなされていないが、*have to*, *should* などとの比較とあわせて今後の課題となるであろう。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。